

白河市サテライトオフィス 開設支援補助金のご案内

テレワークなどの多様で柔軟な働き方を取り入れ
働き方改革に取り組む企業が白河市にサテライト
オフィスを開設する場合に費用の一部を補助します。

対象者

- (1) 市内に本社、支社、事務所等の拠点を有していない法人
- (2) 開設後5年以上運用することができること
- (3) サテライトオフィスの開設により、移住者又は二地域居住者が生じること

補助額

最大2,000,000円 補助率1/2

補助対象経費

- ・改修費(工事費、調査設計費)
- ・設備費(パソコン、プリンター、プロジェクター、電話、事務机等)
- ・事業運営費(オフィス賃料、レンタルリース料等)

申請方法

事前にご相談の上、次の書類を商工課へご提出ください。

- ・補助金等交付申請書
- ・事業の概要がわかる資料
- ・事業計画書
- ・役員の一覧
- ・収支予算書
- ・定款又は規約及び登録簿謄本
- ・見積書の写し等(積算根拠がわかるもの)など

申請・問い合わせ

〒961-0053 白河市中田140番地 白河市産業プラザ人材育成センター
白河市 産業部 商工課
TEL:0248-21-5910 Fax:0248-21-5919
E-mail:shoko@city.shirakawa.fukushima.jp